

飯能市子ども医療費

18歳年度末までの子どもの窓口支払いがなくなります

令和4年4月診療分から18歳年度末（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの保険診療の一部負担金が、受給資格証と健康保険証の提示により、指定医療機関での窓口支払いが無料になります。

～～～～～～～～～～～～～～ご注意ください！！～～～～～～～～～

- 保育所・幼稚園・学校などの管理下でけがをした場合、原則として受給資格証は使用できません。所属する学校などに、スポーツ振興センターからの医療費についてご確認ください。
- 受診される場合は必ず健康保険証と受給資格者証を窓口にご提示ください。（提示がない場合は助成が受けられません。）
- 他の制度で医療費が助成される金額は対象となりません。
- 保険外費用（健康診断・予防注射・入院時の差額ベット代・薬の容器代など）は対象となりません。
- 一医療機関で複数回の通院により、月の途中で21,000円以上になると月の初回診療分からの支払いが必要になります。
- 窓口で21,000円以上支払った場合及び指定医療機関以外の医療機関で受診した場合は、
①受給資格証②健康保険証③領収書④印鑑を持参し、飯能市役所保険年金課へ直接ご請求ください。

～保護者の皆様へ～

子ども医療費の財源は、市民の皆さんの大切な税金です。
将来にわたり安定して制度を維持していくために、
適正受診にご協力ください！！

- ・はしご受診やコンビニ受診などをやめ、適正受診を心がけましょう。
- ・夜間や休日の急な病気には、小児救急医療電話相談（#8000または048-833-7911）、埼玉県救急電話相談（#7119または048-824-4199）を利用しましょう。（相談時間：24時間365日）
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう。
- ・子どもに良好な生活習慣が身につくよう努めましょう。また、子どもの健康の維持増進に努めましょう。



詳しくは、飯能市役所 保険年金課 2973-2111（代）へ

お問い合わせください。